

5月12日は民生委員・児童委員の日

あなたの身近な相談相手 民生委員・児童委員

困ったときには相談を

◎ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員は、児童委員を兼ね、誰もが安心して住み続けることができる地域社会をつくるためにボランティアとして活動しています。

◎主任児童委員

お子さんや子育てに関する支援を専門に担当しています。学校、こども家庭センターなど協力し、子どもたちの健や

育児や子どもとの関わり方で悩んでいる…

子どもが不登校に…

病気やけがで生活に困っている…

身体に障害があるので何かあったら不安…

家族がひきこもりになり心配…

近所に心配な子どもや高齢者がいるのだけ…



かな生活環境づくりを目指して活動しています。

◎ 皆さんと行政を結ぶパイプ役

地域の身近な相談相手として、お子さん、高齢者、障害のある方、子育てや介護をしている方のほか、住居・健康・医療などについて支援を必要とする方からの相談に応じています。

内容に応じて市、地域包括支援センターやこども家庭センターなどの専門の関係機関へつなぐパイプ役を務めます。

各地区的担当民生委員・児童

委員、主任児童委員については、市役所福祉総務係へ問い合わせてください。

◎ 秘密は守ります

秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心して相談してください。

☆詳しくは、福祉総務係へ。

パネル展

活動をパネルで紹介します。

◇日時 5月12日(月)～16日
(金)の午前9時～午後4時
(16日は正午まで)

◇場所 市役所市民ロビー

☆詳しくは、福祉総務係へ。

心配ごと相談

民生委員・児童委員協議会で

は、社会福祉協議会から依頼を受け、「心配」と相談を実施しています。(申込不要)。

◇日時 水曜日(祝日、年末年始を除く)の午後2時～4時

◇場所 あいぽつく

☆詳しくは、社会福祉協議会(あいぽつく内)☎ 544-0388へ。

児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当する方に6月分から支給します。

令和6年中の所得による審査があります。所得制限額は、右の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。

前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中に申請してください。

☆詳しくは、手当医療助成係へ。



▼児童育成手当の所得制限額 (令和6年中の所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもの)で、収入ではありません。
※医療費控除や寡婦・ひとり親控除、老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。
※扶養人数は、地方税法上の数です。

【各手当の支給要件】

◎育成手当=18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方
＊離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる

＊父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

◎障害手当=次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

＊愛の手帳1～3度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

＊脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である